

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局行政体制整備室

自治行政局給与能率推進室

自治財政局公営企業課

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策2

地方行革の推進

（政策の基本目標）

地方公共団体の行政運営を効果的・効率的にするための地方行革を推進する

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

少子・高齢化、住民ニーズの多様化など、社会経済情勢が大きく変化しつつある状況下で、地方分権の推進を効果的に実施するためには、地方公共団体が自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるような体制を整備していくことが求められている。このような中、厳しい財政や地域状況等を背景に地方公共団体の行政改革の進捗状況に対する国民の視線は厳しく、地方公共団体においては、首長のリーダーシップの下に、危機意識と改革意欲を首長と職員が共有して、行政改革に取り組んで行く必要がある。

このため、総務省においては地方行革の円滑な実施を助言する立場から「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」を平成9年（当時、自治省）に策定し、各地方公共団体に対して、地方行政体制の整備・確立の自主的な取組を要請してきたところである。

しかし、厳しい財政や地域経済の状況を背景に、地方公共団体の行政改革の進捗状況に対する国民の視線が厳しくなるなど、各地方公共団体が今後行政改革を推進するに当たっては住民と協働し、首長のリーダーシップの下に、危機意識と改革意欲を首長と職員が共有して取り組んでいくことが求められることから、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（以下、「新地方行革指針」という。）を策定し、積極的な行政改革の推進に努めるよう通知した。さらに、平成18年8月には、簡素で効率的な政府の実現に向け、新地方行革指針に加え、「行政改革の更なる推進のための指針」を示し、より一層積極的な行政改革の推進に努めるよう通知した。

（2）主な施策の概要

ア 行政運営の質の向上

行政改革大綱に基づく具体的な取組を集中的に実施するため、集中改革プランを作成し公表することを要請するとともに、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表することで地方公共団体の行政運営の質の向上を促進する。

イ 地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進

地方公共団体においては、地方自治の本旨に基づき、行政運営を行っていくべきものであり、中でも定員管理や給与制度は、地方公共団体自らが、地域住民に公表し理解を得る中で、制度運用を

していくことが求められている。そのため、総務省では、地方行革を推進し、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立を図るため、地方公務員数の抑制、給与の適正化を推進している。

ウ 地方公営企業の経営改善

地方公営企業分野における効果的・効率的な行政体制を整備・確立するためには、経営に関する中長期的な計画を策定した上で、経営基盤の強化等に取り組むことが必要であることから、各団体における当該計画の策定状況等を調査及び公表することによって、改善を促す。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
閣議決定 「今後の行政改革の方針」	平成16年 12月24日	8(2)ア地方公共団体の行政改革については、…社会経済情勢の変化を踏まえ更に積極的な取組を促進するため、行政改革推進のための新たな指針を策定する。 (ア)地方公務員全般にわたる定員管理及び給与の適正化の一層の推進等 地方公務員の定員管理については、…更なる定員管理の適正化をより強力に進めるとともに、定員適正化計画の策定・見直しを推進する。 地方公務員の給与については、なお一部に見られる不適正な給与制度・運用について、業務の性格や内容を踏まえ、その適正化を強力に推進する。…また、地域の民間給与の状況をよりの確に反映し決定できるよう、人事委員会機能の強化をはじめとして、地方公務員の給与の在り方の見直しに向けた取組を推進する。 さらに、地方公務員の定員・給与等の状況の公表内容の充実を図り、議会や住民への情報公開を徹底する。 (オ)地方公営企業の経営健全化等の推進 地方公営企業や地方公社について、民間との適切な役割分担を踏まえた業務の在り方の見直しや民間の経営手法の積極的な導入等により、経営健全化等を一層推進する。
閣議決定 「行政改革の重要方針」	平成17年 12月24日	4(1) ア 地方公務員の純減目標 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)で要請した4.6%以上の純減確保に向けた各地方団体の真摯な取組及び国による定員関係の基準の見直しにより、一層の純減の上積みが確保されるよう取り組む。 国・地方の取組を踏まえ、平成17年度中に公表することとなっている「集中改革プラン」に反映するよう要請する等、総務省は純減上積みの取組を促進する措置を講ずる。 イ 地方公務員給与 地方公務員の給与について、以下の方向性により、地域の民間給与の水準を的確に反映したものになるよう、今回の国家公務員の給与構造改革に準じた改革を徹底し、人事委員会機能の強化に取り組むとともに、給与情報等の情報公開等により住民自治を原動力として不適切な手当等の是正を徹底する。
閣議決定 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」	平成18年 7月7日	別紙 地方財政 住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。 公務員人件費（地方公務員） 地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(5.7%)と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。

3 政策評価の結果等

(1) 参考となる指標の状況

参考となる指標																																															
各地方公共団体における集中改革プランの公表状況	平成 18 年 7 月																																														
	都道府県 45 団体 (95.7%)																																														
	政令指定都市 15 団体 (100%)																																														
	市区町村 1,436 団体 (95.1%)																																														
	計 1,496 団体 (95.2%)																																														
地方公務員の総定員	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="2">総数 (人)</th> <th rowspan="2">対前年増減率 (%)</th> </tr> <tr> <th>職員数</th> <th>対前年増減数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>9</td><td>3,267,118</td><td>-7,363</td><td>-0.2</td></tr> <tr><td>10</td><td>3,249,494</td><td>-17,624</td><td>-0.5</td></tr> <tr><td>11</td><td>3,232,158</td><td>-17,336</td><td>-0.5</td></tr> <tr><td>12</td><td>3,204,297</td><td>-27,861</td><td>-0.9</td></tr> <tr><td>13</td><td>3,171,532</td><td>-32,765</td><td>-1.0</td></tr> <tr><td>14</td><td>3,144,323</td><td>-27,209</td><td>-0.9</td></tr> <tr><td>15</td><td>3,117,004</td><td>-27,319</td><td>-0.9</td></tr> <tr><td>16</td><td>3,083,597</td><td>-33,407</td><td>-1.1</td></tr> <tr><td>17</td><td>3,042,122</td><td>-41,475</td><td>-1.3</td></tr> <tr><td>18</td><td>2,998,402</td><td>-43,720</td><td>-1.4</td></tr> </tbody> </table>	年	総数 (人)		対前年増減率 (%)	職員数	対前年増減数	9	3,267,118	-7,363	-0.2	10	3,249,494	-17,624	-0.5	11	3,232,158	-17,336	-0.5	12	3,204,297	-27,861	-0.9	13	3,171,532	-32,765	-1.0	14	3,144,323	-27,209	-0.9	15	3,117,004	-27,319	-0.9	16	3,083,597	-33,407	-1.1	17	3,042,122	-41,475	-1.3	18	2,998,402	-43,720	-1.4
	年		総数 (人)			対前年増減率 (%)																																									
		職員数	対前年増減数																																												
	9	3,267,118	-7,363	-0.2																																											
	10	3,249,494	-17,624	-0.5																																											
	11	3,232,158	-17,336	-0.5																																											
	12	3,204,297	-27,861	-0.9																																											
	13	3,171,532	-32,765	-1.0																																											
	14	3,144,323	-27,209	-0.9																																											
	15	3,117,004	-27,319	-0.9																																											
16	3,083,597	-33,407	-1.1																																												
17	3,042,122	-41,475	-1.3																																												
18	2,998,402	-43,720	-1.4																																												
ラスパイレス指数の状況																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 17 年度</th> <th>平成 18 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>47 団体 (100%)</td> <td>47 団体 (100%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>14 団体 (100%)</td> <td>15 団体 (100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,557 団体 (85.1%)</td> <td>1,712 団体 (94.5%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,618 団体 (85.6%)</td> <td>1,774 団体 (94.7%)</td> </tr> </tbody> </table>		平成 17 年度	平成 18 年度	都道府県	47 団体 (100%)	47 団体 (100%)	政令指定都市	14 団体 (100%)	15 団体 (100%)	市区町村	1,557 団体 (85.1%)	1,712 団体 (94.5%)	計	1,618 団体 (85.6%)	1,774 団体 (94.7%)																															
	平成 17 年度	平成 18 年度																																													
都道府県	47 団体 (100%)	47 団体 (100%)																																													
政令指定都市	14 団体 (100%)	15 団体 (100%)																																													
市区町村	1,557 団体 (85.1%)	1,712 団体 (94.5%)																																													
計	1,618 団体 (85.6%)	1,774 団体 (94.7%)																																													
各地方公営企業における経営計画の策定率	<p>中長期的な経営計画の策定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 16 年度</th> <th>平成 17 年度</th> <th>平成 18 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>策定率</td> <td>13.4%</td> <td>64.2%</td> <td>80.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 17 年度から「各地方公共団体における行政改革大綱の策定状況」同様、団体数で算出。(平成 16 年度は事業数で算出。)また、平成 17 年度数値から、一般会計と一体的に策定している団体についても「中長期的な経営計画」の策定団体としている。</p> <p>「中長期的な経営計画」の策定団体の内訳(平成 18 年度)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>47 団体 / 47 団体</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>15 団体 / 15 団体</td> </tr> <tr> <td>市町村等</td> <td>1,429 団体 / 1,787 団体</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,491 団体 / 1,849 団体</td> </tr> </tbody> </table>		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	策定率	13.4%	64.2%	80.6%	都道府県	47 団体 / 47 団体	政令指定都市	15 団体 / 15 団体	市町村等	1,429 団体 / 1,787 団体	計	1,491 団体 / 1,849 団体																														
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度																																												
策定率	13.4%	64.2%	80.6%																																												
都道府県	47 団体 / 47 団体																																														
政令指定都市	15 団体 / 15 団体																																														
市町村等	1,429 団体 / 1,787 団体																																														
計	1,491 団体 / 1,849 団体																																														

この政策に掲げている全ての指標は「主な指標」として掲げていたものであるが、「政策評価の点検結果 - 評価の実効性の向上に向けて」（19年3月、総務省行政評価局）の指摘をふまえて、指標の性質等について再検討を行ったところ、これらの指標は地方公共団体の自主的な判断によるものであり、総務省は地方公共団体に対して通知による要請や助言を行うにとどまることから、主な指標として政策の有効性を判断するものではないと認められたため、全ての指標について「主な指標」としてではなく、「参考となる指標」として用いることとした。

（２）平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない

（３）目標の達成状況の分析

指標の状況は以下のとおりであり、それぞれに有効性が認められる。また、集中改革プランのフォローアップを関係課室で連携し行ったことは、情報の共有化が図れたとともに、地方公共団体の負担軽減にも資したため、効率的であったと評価できる。

ア 各地方公共団体における集中改革プランの公表状況

平成17年3月に策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により、平成17年度から21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画（集中改革プラン）を平成17年度中に公表するよう要請したところである。集中改革プランの公表率は、平成18年7月31日現在で都道府県は95.7%、政令指定都市は100%、市区町村では95.1%となっている。地方公共団体が、行政改革の取組を住民にわかりやすく明示し説明責任を果たすという点において、95%を超える団体が公表しており、総務省の施策の有効性が認められる。一方で、未公表の団体もあることから、引き続き早期のプラン公表を促していく必要がある。

イ 地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進等

地方公務員の総数については、平成18年は対前年で4万3,720人減少して過去最大の純減となっている。また、給与については、平成18年のラスパイレス指数が全地方公共団体の平均で98.0と、3年連続して国の給与水準（100）を下回っている。この指標から地方公共団体における行政改革が着実に推進していることが把握でき、総務省の諸施策の有効性が把握できる。

また、定員・給与の公表については、平成18年3月から運用開始している「地方公共団体給与情報等公表システム」における実施率が平成17年度末時点の85.6%から平成18年度末時点には94.7%に上昇し、9割を超える団体で定員・給与の公表を実施しており、地方公務員の給与や定員管理の透明性を高めているという点において有効性が認められる。また、このシステムは、個々の団体が給与・定員管理の情報をホームページで公表し、それを総務省のホームページとリンクさせているため、従来よりも各団体間の比較・分析が容易となり、総務省が各団体の情報を集めて公表するよりも費用対効果が高く、経費も必要最小限であることから、効率性が認められる。

今後、定員については、「地方行革新指針」を踏まえ、引き続き、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、年度毎の達成状況を検証するなどして、一層の取組を進める必要がある。給与についても、地域民間給与水準のよりの確な反映等に向け、給与構造見直しの着実な推進、人事委員会の機能発揮への取組等が必要である。

ウ 各地方公営企業における経営計画の策定率

地方公営企業における中長期的な経営計画の策定状況については上昇を続けており、地方公営企業の経営健全化・透明性の向上が進展しているといえる。

これらの指標から、地方公共団体における公営企業の健全化が着実に推進することが把握でき総務省の施策の有効性が認められる。

なお、計画策定の準備を進めているものの、未だ当該計画の完成には至っていない団体も存在することから、引き続き改善を促す等の取組が必要である。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
集中改革プランの取組状況についてフォローアップを継続していくとともに、集中改革プランの未公表団体については公表を促していく。 地方公共団体の積極的な取組について広く国民の理解を得ながら、地方行革の更なる推進をしていく。	予算要求	引き続き所要額の確保が必要
	制度	-
集中改革プランに基づく定員・給与の適正化を一層推進していく。 給与情報等公表システムを活用した給与情報の積極的な開示・公表を徹底していく。	実施体制・事務のやり方等	プラン公表の促進、プラン内容への助言、フォローアップ、啓発広報等の継続実施
	予算要求	-
	制度	-
	実施体制・事務のやり方等	集中改革プランに基づく定員の純減や給与の適正化等について一層の助言等を実施

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」(座長：岩崎美紀子筑波大学大学院教授、平成15年度～16年度 24回開催)における地方公共団体の行政組織運営に関する意見・議論、地方財政審議会における議論等を課題の把握等に活用した。

イ 「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」(座長：塩野宏東京大学名誉教授、平成16年度～17年度 20回開催)において、分権時代に対応するとともに地域の民間給与の状況をよりの確に反映するための地方公務員給与のあり方について検討し、平成18年3月に報告書を取りまとめたところであり、地域民間給与を的確に反映するための制度整備等の検討や課題の把握等に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

- 地方公共団体における集中改革プランの公表状況

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060831_1_2.pdf

- 地方公共団体定員管理調査(平成18年12月26日)、地方公務員給与の実態(平成18年12月26日)、地方公共団体給与情報等公表システムによる定員・給与の公表

<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html>